

意見書案第 19 号
令和5年12月20日

長岡京市議会議長

白 石 多津子 様

発議者 住 田 初 恵

富 田 達 也

小 原 明 大

二階堂 恵 子

広 垣 栄 治

中 村 歩

意見書の提出について

介護における負担増の悪影響回避、国庫負担引き上げを求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

(意見書案第 19 号)

介護における負担増の悪影響回避、国庫負担引き上げを求める意見書（案）

2024年度から始まる第9期介護保険事業計画の策定に向け、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会において、①介護サービスの自己負担を原則2割、あるいは2割負担の対象拡大、②ケアプランの有料化、③要介護1及び要介護2の生活援助を保険給付から外し総合事業に移行させるなどについて議論がされてきましたが、この改定に対し介護業界8団体や認知症家族の会、事業者・利用者のみならず介護保険制度導入を進めてきた有識者等からも反対の声が上がり、合わせて20万筆にせまる署名も提出されました。

こうした世論の高まりの中で、ケアプランの有料化と要介護1及び要介護2の総合事業への移行は「第9期」では見送りとなりましたが、利用料の2割負担対象者の拡大、老健施設や介護医療院の多床室の室料負担、1号保険料負担の在り方の見直しについては「第9期」に向けて結論を得るとされています。

「利用料負担の2割負担の拡大」は、「サービスを控えざるを得ない」すなわち人間らしく生きるために必要な支援を断念する方を増やす懸念があります。「多床室の室料負担」は、介護報酬の基本サービスから室料負担分を外して利用者負担に転嫁するというので、実施されれば施設入所の困難を広げる懸念があります。「1号保険料負担の在り方見直し」は、この間別枠の公費投入で行ってきた低所得者の軽減措置を、中高所得者の保険料引き上げでまかなうもので、高騰し続け支払いに困難を来たしつつある介護保険料の根本問題に対処するものではありません。

よって国におかれては、下記のこと取り組まれるよう強く求めます。

記

1. 第9期介護保険事業計画の策定においては、利用者への負担増が及ぼす悪影響を回避すること。
2. 必要な介護を保障し、高齢者の命と人権を守る制度改定にするため、介護保険財政における国庫負担を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月20日

京都府長岡市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣